

第3章 各種届出に関する事

市営住宅は、一般民間借家と違い、法律、条例に定められた各種の規約があります。そこに定められた各種届出及び申し込みについて説明します。

1. 収入報告書

市営住宅入居者には毎年度、収入の申告が義務づけられています。収入の申告がない場合には、近傍同種家賃（民間なみの家賃）が課せられることとなります。

(1) 収入申告の方法

毎年度6月頃に指定管理者が収入申告用紙を送付しますので、署名・押印のうえ、課税証明書または、マイナンバー等必要書類を添付して提出してください。

(2) 収入認定の方法

提出された収入申告書をもとに調査したうえで家賃（翌年度の4月～3月）を算出し、入居者へ家賃決定通知書を送付します。

2. 同居及び世帯員異動

(1) 同居者の異動

同居者に異動がある場合は、「世帯員異動届」に必要事項を書き込み、異動者及び引き続き団地に居住する者全員の住民票を添付して提出する。

- (ア) 出生
- (イ) 同居親族の死亡及び転出

(2) 同居申し込み

同居させようとする人がいるときは、「同居承認申請書」に必要事項を書き込み、市長が指示する書類を添付して提出する。なお、同居させることができるのは次の人に限ります。

- (ア) 同居承認後の世帯にかかる月収額が入居収入基準額を超えないこと
- (イ) 家賃滞納が3ヶ月以上ないこと
- (ウ) 暴力団員でないこと
- (エ) その他条例違反がないこと（例：違法な増改築、迷惑行為）
- (オ) 同居できるのは原則、名義人より3親等以内の親族